

習志野市教育委員会会議録
(平成30年第10回定例会)

- 1 期 日 平成30年10月24日(水)
市庁舎3階大会議室
開会時刻 午後1時30分
閉会時刻 午後3時30分
- 2 出席委員
- | | | | |
|--|-------|-----|-----|
| | 委 員 長 | 梓 澤 | キヨ子 |
| | 委 員 | 古 本 | 敬 明 |
| | 委 員 | 貞 廣 | 齋 子 |
| | 委 員 | 赤 澤 | 智津子 |
| | 委 員 | 植 松 | 榮 人 |
- 3 出席職員
- | | | |
|---------------|-----|-----|
| 学校教育部長 | 櫻 井 | 健 之 |
| 生涯学習部長 | 齊 藤 | 勝 雄 |
| 学校教育部参事 | 小 澤 | 由 香 |
| 学校教育部・生涯学習部技監 | 遠 藤 | 良 宣 |
| 学校教育部次長 | 天 田 | 正 弘 |
| 生涯学習部次長 | 岡 村 | みゆき |
| 学校教育部副参事 | 小 平 | 修 |
| 学校教育部副技監 | 江 口 | 浩 雄 |
| 生涯学習部副参事 | 奥 井 | 良 和 |
| 教育総務課長 | 三 角 | 寿 人 |
| 指導課長 | 荒 井 | 英 治 |
| 総合教育センター所長 | 木 下 | 初 恵 |
| 生涯スポーツ課長 | 柴 野 | 文 明 |
| 青少年センター所長 | 渡 辺 | 雅 和 |
| 菊田公民館長 | 寄 主 | 義 之 |
| 大久保図書館長 | 岡 野 | 重 吾 |
| 学校教育部主幹 | 村 山 | 貴 弘 |
| 学校教育部主幹 | 田 中 | 憲一郎 |
| 学校教育部主幹 | 小野寺 | 良 夫 |
| 学校教育部主幹 | 齊 藤 | 洋 介 |
| 学校教育部主幹 | 青 野 | 孝 幸 |
| 学校教育部主幹 | 木 村 | 千桂子 |
| 生涯学習部主幹 | 藤 原 | 友 哉 |
| 生涯学習部主幹 | 中 村 | 裕 美 |
| 学校教育課主任管理主事 | 本 間 | 千佳子 |

4 議題

第1 前回会議録の承認

第2 報告事項

- (1) 平成30年習志野市議会第3回定例会一般質問等について
- (2) 谷津小学校全面改築工事について
- (3) 習志野市社会教育委員からの答申について(習志野市子どもの読書活動推進計画の策定について)
- (4) 平成31(2019)年度から実施する市立こども園における3歳児の合同保育時間について

第3 議決事項

- 議案第33号 公文書公開請求に係る審査請求について
- 議案第34号 平成30年度末及び平成31(2019)年度習志野市立高等学校教職員人事異動方針の制定について
- 議案第35号 習志野市立幼稚園等及び小・中学校通園・通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第36号 習志野市教育職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第37号 習志野市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第38号 習志野市習志野文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第39号 習志野市スポーツ推進審議会委員の委嘱について
- 議案第40号 平成30年度教育費予算案(12月補正<追加分>)について
- 陳情第1号 小中学校の普通教室すべてにエアコンの設置を求める陳情書

第4 協議事項

- 協議第1号 次回教育委員会定例会の期日について
平成30年11月21日(水)午後1時30分

第5 その他

5 会議内容

梓澤委員長が

平成30年習志野市教育委員会第10回定例会の開会を宣言

梓澤委員長が

「平成30年度教育費予算案(12月補正<追加分>)について」を議事に追加することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

梓澤委員長が

会議規則第15条の規定により、議案第33号、第37号ないし第40号を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

梓澤委員長が

非公開部分の会議録について、議案第37号、第38号及び第40号は、議案が市長から市議会へ提案された後に、公開することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

梓澤委員長が

本日の日程について、非公開の議題を公開の議題の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

梓澤委員長が

平成30年第9回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

報告事項(1) 平成30年習志野市議会第3回定例会一般質問等について (教育総務課)

三角教育総務課長

報告事項(1)は、「平成30年習志野市議会第3回定例会の一般質問等について」である。第3回定例会は、特に学校施設へのエアコン設置に関して、議論が行われた定例会となった。

前回、9月の教育委員会第9回定例会でも報告しているが、総括質疑においての小中学校へのエアコン設置に係る質疑の内容については、資料1ページに取りまとめている。

教育委員会に関する一般質問は、記述のとおり18名の議員から35件であった。また、市長事務部局であるこども部の一般質問となるが、保育・幼児教育の無償化、子どもの生活に関する実態調査、秋津幼稚園跡地の活用及び第七中学校区のこども園についての質問があり、併せて資料に掲載しているので、見ていただきたい。

教育委員会に関連する一般質問について総括すると、学校教育部に関わる質問としては、学校施設へのエアコン設置に係るもの、特別支援教育に係るもの、学校施設のブロック塀に係るもの、学校施設再生計画に係るもの、教科書採択に係るもの、就学援助制度利用の拡大に係るものなどについての質問があった。生涯学習部に关わる質問としては、習志野捕虜収容所に係るもの、子どもの読書活動に係るもの、習志野市史、文化財保護、歴史教育に係るもの、大久保地区公共施設再生事業に係るものなどについて質問があった。

また、教育委員会に関わる請願・陳情として、普通教室へのエアコン設置を求める請願・陳情の内容について、また、義務教育費国庫負担制度の堅持、教育予算拡充に関する陳情がそれぞれあり、資料24ページにまとめている。資料25ページからは、議会最終日に行われた総括審議の内容をまとめている。

最初に述べたとおり、エアコン設置について多くの議員から質疑のあった議会であった。9月6日に行われた総括質疑において、遅くとも2020年の夏までにエアコンを設置する旨、市長が答弁し、質疑が行われている。一般質問では、8名の議員よりエアコン設置に関して質疑があった。早期のエアコン設置を求める観点からの質問が多かったと捉えている。

なお、発議案として、「小中学校に早急にエアコン設置を求める意見書について」が提出され、全員賛成で可決の後、市長に提出されている。その内容は、再来年の8月までなどと言わず、前倒して来年の6月末までにエアコンが設置されるよう、強く求めるものであった。教育委員会としても、早期の設置を目指しているところであり、6月末までの設置ができるよう、懸命に作業を進めているところである。

エアコン設置をはじめ、教育委員会には、迅速な対応が求められる課題が多くある。それらの

課題にしっかりと対応していくことを、職員一同、改めて確認したところである、と概要を説明

梓澤委員長

今回の議会でも、教育行政が様々な視点から質疑されたことが確認できた。今議会は、市長の言葉を借りるならば「エアコン議会」だったと思う。しかし、委員長の立場で一言言うと、そこに教育委員会の姿が見えず、見えないことに対して厳しい指摘があったことが大変残念に思う。学校へのエアコン設置には多額の予算が必要であり、予算の編成権が市長にあるということも十分承知している。しかし、学校にエアコンが必要であるかどうかを協議するのは、まず教育委員会であり、教育委員会事務局であるべきではないかと思っている。私自身も委員長という立場であることから、強く考えている。そこで、1点確認するが、25ページ中段の賛成討論について、今日まで事務局内でどのような検討がされてきたのか。資料に記載の内容は事実なのか。また、今後、教育委員会会議がどうあるべきと考えているのか教えてほしい、と質問

三角教育総務課長

これまでもエアコンの設置については、教育委員会会議でも委員に話していただいている。繰り返しになるが、必要性は感じているが優先順位としてトイレの改修と大規模改修を先に行ってきた部分がある。そのような中で、今回エアコンの設置を進めることができたことは、遅きに失した感はあるが、どれだけ早く設置できるかというところが、今、事務局職員に課せられたものだと思っている。その中で、どのような形でエアコンの整備を進めて行くかについては、教育委員会事務局だけではなく市長事務局、企業局の技術職員の支援を受けながら検討を進めてきた。現時点では、教育委員会として早期設置に向けて一定の方向性を見出せたため、本日追加議案として提出した教育費予算案の12月補正の中で、詳しく説明する、と回答

梓澤委員長

エアコンの設置はたいへん喜ばしいことであるが、やはり手続きは重要なことであると思う。また、教育委員会は民主的で独立した機関であることを今一度、委員はもちろん、事務局も再確認して、習志野市の教育行政にあたってほしい、と要望

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、報告事項(1)は了承された。

報告事項(2) 谷津小学校全面改築工事について

(教育総務課)

村山学校教育部主幹

報告事項(2)「谷津小学校全面改築工事について」、説明する。

谷津小学校全面改築工事については、教育委員会第8回定例会において報告した、議会の承認が必要となる4件の契約案件について、平成30年習志野市議会第3回定例会において議決したことから、現在、作業実施に向けて、請負業者との協議を進めているところである。

まず初めに、(1)全体計画概要であるが、今まで説明している内容に変更等はない。10月31日から現場での工事に着手し、2020年7月末までの工期を予定している。そして、新校舎建設後に既存校舎を解体し、2022年4月からグラウンド等の供用を開始し、全事業が完了する予定である。

続いて、(2)建替計画であるが、これも今まで説明してきた内容に変更はない。1階に普通教

室、特別支援教室、図書室、給食室、職員室等管理諸室、その他、放課後児童会室等を配置している。2階には、普通教室の他、体育館、音楽室、パソコン室、家庭科室等を配置している。3階には、普通教室の他、理科室、図工室を配置している。4階には、屋上にプールを配置している。

次に、(3)工事請負業者であるが、市議会で議決した4者の他、記載の業者が今後、工事を請負うこととなる。

(4)工事着工予定については、平成30年10月29日以降となっているが、業者との打ち合わせを進める中で、現在、10月31日から現地での工事着手を予定している。

最後に、先日、谷津小学校の保護者、谷津幼稚園の保護者、近隣住民の方に対して、工事の説明会を実施した。実施日は、10月20日土曜日及び10月22日月曜日で、谷津小学校一時校舎において行っている。出席者は、第1回が31名、第2回が18名であった。工事の説明として、まず、期間は先ほど説明したとおり、10月31日から現場で着手する予定となっている。工期は、2020年7月31日までを予定している。作業時間は、原則として月曜日から土曜日の午前8時から午後5時までを予定している。ただし、前後一時間程度は清掃・準備等の軽作業を行う予定である。作業にあたっては、騒音・振動等に充分配慮しながら行っていく。その他、安全対策としては、交通誘導員を配置し、児童並びに通行人の方への安全対策を最優先に、計画を立てている。交通誘導員については、車の出入り口3か所への配備を予定しており、その出入り口を使う時に配置する。計画図のとおり、各出入り口に書いてある赤い矢印から車両が入る。主な搬入車両としては、南側の出入り口を予定している。東側の出入り口は、主に事務所関係が必要に応じて車両等を入れる。西側の出入り口も同様に、必要な場合に車両の出入りがある。ここについては、先ほど説明したとおり、交通誘導員を配置し、安全を確保している。また、騒音については、騒音振動計を設置し、計測をしながら工事の騒音等に配慮していきたいと考えている。

説明会の詳細な議事録については、現在作成中であるため、この説明会で出た主な質問等について報告する。主な質疑・応答としては、1点目としては「騒音対策として、工事中は窓を開けられないが、校舎にエアコンは設置されるのか」という質問があった。騒音対策としては、校舎建築時に足場に防音シートを設置する。また、工事場所に隣接する一時校舎には、既にエアコンを設置している。既存校舎についても、今後、エアコン設置に向けた検討を進めているところである。2点目は、「新校舎建設後のグラウンドの砂の対策について」、質問があった。防砂対策としては、防砂ネットを設置するとともに、グラウンドの土は飛散しにくい性質のものを入れる計画を立てている。このような対策によって、砂が飛ぶのを抑えようと考えている。また、3点目として安全面から「プールが4階にあるが、転落防止等の対策はきちんとされているのか」という質問があった。プールの周辺の壁の高さは2mを計画しており、転落防止等に対応している。その他、「緊急時の避難先はどこになっているのか。また、工事中の避難訓練は行われるのか」という質問があった。現在、避難先を谷津奏の杜公園としており、避難訓練等を実施している。さらに、これから工事が始まることで仮囲いをするため、囲われた状態で避難訓練を行う。今後は、学校と日程を調整した中で、請負業者を含めた避難訓練を実施していく予定である。最後に、「騒音対策等について、学校との協議は行われるのか」という質問があった。これについては、業者を含めた全体的な、定期的な打ち合わせを月に1回開催する予定である。それ以外にも、教育委員会と学校との間で随時協議を行っていくとともに、必要に応じて業者との協議の場を設けていく。

この工事については、今後、学校運営が行われる中で工事を進めていくことになるので、安全第一に考え、学校と協議を密に行いながら進めていきたいと考えている。また、今回の説明会の内容については、説明に来られなかった方にも会議の内容等を含めて資料を配布し、周知を図っていく、と概要を説明

赤澤委員

既に説明があったと思うが、建設中はグラウンドが使えなくなるかと思うがどのようにしていくのか。また、児童推計は2018年が34クラス、2023年が50クラスに増えて行くということで、今後もクラスの増減はあると思う。そのあたりは、どのような運営を考えているのか、と質問

村山学校教育部主幹

グラウンドについては、全面が工事のため使えなくなる。そのため、近くにある谷津奏の杜公園を使って体育等の授業を行う。現在も、既存のグラウンドと谷津奏の杜公園を併用しながら授業等を行っている。また、谷津奏の杜公園に警備員を配置しているので、谷津奏の杜公園に行くまでの間も子どもたちの安全を見守るよう、対応をしていく。2点目については、学級推計に対する対応であるが、現在、特別支援学級を含めた学級数で50学級になると予測している。新しい校舎については、普通教室30教室の他に、普通教室としても使える学習室を2室配置する予定である。現在の一時校舎については、普通教室14教室、学習室1室という教室の整備を行っている。現在の推計においても、クラス数に対応できると考えている。また、その他の部分については、一時校舎と新しい校舎とで重複している部屋等があるため、そのようなところで柔軟に対応していきたい、と回答

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、報告事項(2)は了承された。

報告事項(3) 習志野市社会教育委員からの答申について(習志野市子どもの読書活動推進計画の策定について) (社会教育課)

藤原生涯学習部主幹

報告事項(3)は、現在進めている「習志野市子どもの読書活動推進計画」の策定にあたり、基本的な考え方を習志野市社会教育委員に諮問し、その答申があったため、報告するものである。

「習志野市子どもの読書活動推進計画」の策定にあたっては、教育委員会第6回定例会において、基本目標や基本方針、基本的な考え方について、社会教育委員に諮問することを議決いただいた。習志野市社会教育委員会議においては、これまで3回に亘って会議を開催し、本計画に対する意見をいただいていた。この度、10月17日付けで本計画に対する答申をいただいたので、報告する。

答申の中身としては、「平成30年7月6日付け教社第210号にて貴教育委員会より諮問を受けた『習志野市子どもの読書活動推進計画の策定』について、審議を重ねた結果、基本目標や基本方針を含めた本計画の基本的な考え方は、適切である」という旨の答申をいただいている。併せて、資料に記載されたとおり5点の意見をいただいた。この中で、特に「2. 情報通信技術(ICT)の進展に対応した読書環境の整備に取り組んでいただきたい。」ということについて、委員から多くの意見があった。また、「3. 子どもの発達段階に応じた効果的な取組を実施していただきたい。」という意見もいただいた。今後、この答申に基づいて、さらに計画内容を詰めていきたいと考えている。

本日は、事務局で作成している本計画の案について、どのような状況か、内容の概略を説明する。現在、事務局では、習志野市子どもの読書活動推進計画案の中身を検討している。社会

教育委員からも様々な意見や議論をいただいております。子どもの読書活動推進に対する意見等を盛り込みながら進めている。計画の中身としては、目次にあるとおりの構成で、第1章として「計画の策定の背景」、第2章として「計画の基本的な考え方」、第3章として「計画の実現に向けた取組」ということで、各事業を掲載している。

資料7ページ目には、本計画の基本的な考え方を示している。「1 計画の対象」としては、おおむね18歳以下の子どもと、子どもの読書活動の推進に係る保護者や教育・福祉・保健関係者等としている。「2 計画の期間」としては、2019年度から2025年度までの7年間としている。「4 計画の推進」としては、本計画に記載した事業がいかに推進されているか、それによってどのような効果・結果を残せたかを検証し、改善していくことが必要と考えている。本計画の推進にあたっては、教育委員会会議や社会教育委員会会議で報告し、意見をいただくとともに、庁内の関係課で構成している検討委員会、作業部会においても定期的に点検・評価をし、効果的に事業を実施していく。また、7年間という計画期間であるため、国や県の計画の変更、社会・生活環境の変化、情報通信技術の進展等によって、新たに必要とされる事業や見直しを求める事業等については、柔軟に対応していきたいと考えている。

基本目標としては、「全ての子どもが読書の楽しさを知り、生きる力を育む読書環境づくり」を掲げ、本計画を推進していく。

基本方針については、4つの方針に基づき、子どもの発達段階や社会・生活環境の変化、ICTの進展に対応し、様々な事業に取り組んでいく。1つ目は、「子どもが読書に親しむ機会の提供と充実」、2つ目は、「地域や学校等における読書環境の充実」、3つ目は、「子どもの読書活動への理解や関心の普及」、4つ目は、「読書活動の推進体制の整備」で、この4つの基本方針に基づき、各種様々な施策に取り組んでいきたいと考えている。

「7 計画の指標」については、本計画の達成度を計るための指標として、6つの指標を定めていく。例えば、「①読書が好きな子どもの割合」であるが、現在、小学6年生においては80.7%の子どもが「読書が好きだ」と回答している。これについては、今後7年間で5%伸ばそうと考え、2025年には86.0%に伸ばすという目標を掲げている。5%の根拠であるが、過去10年間の割合の推移を見ると、5%程度伸びている。今後7年間で、約80%からさらに5%伸ばすということは非常に厳しいが、このような目標値を定めている。また、「②普段の、一日当たりの読書時間」は、現在、小学6年生においては43.0%であるが、「③学校図書館・学校図書室や地域の図書館の利用回数」は、現在、小学6年生においては29.0%という状況で、全国平均・千葉県平均を下回っている。これについては、2025年度までに、全国平均に近づけるために、目標値を40.0%としている。

続いて、資料の10ページ目以降であるが、これは「第3章 計画の実現に向けた取組」に記載しているものである。資料10ページ目から12ページ目は、子どもたちの発達段階に応じた取組に対し、それぞれの時期に、本計画に記載の事業がどのように関わっていくのかを一覧にまとめたものである。幼稚園・保育所の時期、小学生・中学生・高校生の時期というように、本計画に記載の事業をそれぞれ当て込み、推進していく。13ページ目以降が具体的な事業の中身である。「基本方針Ⅰ 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実」については、「No.5 『えほんのじかん』の実施」や「No.7 子どもの読書に関する相談サービス」を拡充し、子どもが本に親しむ機会の提供に努めて行く。続いて、15ページ目であるが、これは、学校や幼稚園・保育所における子どもが読書に親しむ機会の提供と充実についてである。「No.20 学校司書の活用」、「No.22 図書館職員によるブックトークの実施」として、学校司書を活用した授業の取り組みや図書館の児童担当職員が小学校を訪問して本の紹介を行うというような新たな取り組みを行いたいと考えている。続いて、16ページ目であるが、これは図書館における読書に親しむ機会の提供と充実で

ある。「No.25 『おはなし会』の開催」、「No.26 児童向け講座の開催」の拡充に努めていきたいと考えている。続いて、17ページ目であるが、これは主に中高生を対象に、「No.33 中高生の図書館事業への参加」、「No.34 出前講座の実施」、「No.35 学習室を活用した中高生の図書館利用の促進」ということで、新たな事業に取り組んでいきたいと考えている。続いて、19ページ目の「3 学校・園における読書環境の充実」であるが、「No.46 学級文庫の充実」、「No.47 学校図書館のICT化の検討」、「No.48 学校図書館の効果的な運用」ということで、図書館における図書の貸し出しなど、学校と図書館が連携する中で、新たに取り組んでいく。次に、21ページ目であるが、「4 図書館における読書環境の充実」ということで、「No.59 子ども向けホームページの充実」や「No.60 SNSの活用の検討」としてFacebookやTwitterを活用した情報発信などで、子どもたちの読書の興味を増やしていきたいということも検討している。最後に、24ページ目は、「基本方針Ⅳ 読書活動の推進体制の整備」である。本計画を推進していくにあたって、事業を実施したかどうかということのみならず、いかに効果的に実施できたか、また、それがどのような効果をもたらし、結果を得ているのかなどの検証をしっかりと行うために、子どもの読書活動推進体制の整備をしていきたいと考えている。このような事業に取り組みながら、本市の子どもたちの読書活動を推進していくために、本計画の策定を進めていきたい。

最後に、本計画の策定スケジュールであるが、現在、配布したスケジュール表のとおり、本日、教育委員会第10回定例会にて方針と計画案を報告したところである。今後、庁内の検討委員会、作業部会で検討案をさらに詰め、11月の教育委員会第11回定例会において、パブリックコメントを実施するにあたり、計画の中身について協議をし、審議をお願いしたいと考えている。そこで了承していただいた後に、12月1日から12月28日の間でパブリックコメントを実施する。その後、年が明けた1月に、再度、第4回社会教育委員会議を開催し、最終案について意見をいただき、来年2月の教育委員会第2回定例会において、計画決定の議決をいただき、来年4月1日からの計画施行を目指して計画を策定していきたいと考えている。

本日は概論の説明となるが、委員の皆さんの意見をいただきながら、本計画の中身をさらに詰めていきたいと考えているので、よろしくお願ひしたい、と概要を説明

貞廣委員

今回、実際の具体的な取り組みをリスト化している。羅列することによるわかりやすさをとるが故に、見えなくなっているが、おそらくこの中でも軽重があり、最も課題性が高いと思われるものに対する手立てが優先的に講じられるべきであると思う。それに関連して質問するが、「7 計画の指標」の「③学校図書館・学校図書室や地域の図書館の利用回数」が習志野市の子どもたちは非常に低く見える。他の数値と比べると、これが一番課題かと思うが、まずこの点について、行っている原因分析と、それに対する手立てを教えてください、と質問

藤原生涯学習部主幹

学校図書館・学校図書室や地域の図書館の利用回数については、今現在の小学6年生を見ると29.0%で、全国平均で見ると38.6%であるため、全国平均を下回っている状況である。この分析としては、学校図書館を開ける日・時間にあると考えている。学校図書館は毎日開けている状況ではないため、今後、学校図書館においては、学校司書の増員や地域ボランティアを活用し、いかに開けることができるかという手立てを検討する必要があると思っている。また、市立図書館においては、図書館を利用する子どもたちは頻りに利用していると思うが、なかなか利用しない子どもに対しては、魅力の向上が求められている。子どもたちがいかに親しみを持って図書館を利用できるかという環境づくりが必要ではないかと分析している、と回答

貞廣委員

今、事業番号で言うと「No.51 学校司書の配置」の優先度が高いということを確認した。単に学校図書館を開けるというわけではなく、図書に関して専門的な知見を持っていて、それに合わせて、読書の魅力を子どもたちにアピールするということかと思う。先ほどの梓澤委員長の発言にもあったとおり、教育委員会には予算に関する権限が無いので、教育委員の思いを予算が必要な政策に実装化できないもどかしさはずっと感じて来ている。学校司書の配置に関しては人員配置であるため、まさに予算が必要となるが、今の説明のとおり優先度の高いものであるため、ぜひ、この計画の中でも優先的に進めて行ってほしい。併せて、学校司書を配置するということは、発達段階の中でも、小学校・中学校の段階で特に重要であると思う。一方、高校生の読書においては、不読率の問題への対応が一番重要になってくると思う。このことについては何度も発言しているが、読書の環境が発達段階によって大きくことなることに配慮が必要であると思う。「No.62 電子図書館の導入の検討」が新規に出ているが、例えば、検討するにあたって、習志野高校の生徒については電子図書館とアカウントを連動させて、在籍期間中は使用できるようにするなど、ICT機器の発達や権限の拡大、活用の仕方の変化などを捉え、ぜひ、高校生も文字に親しめる環境をつくってほしい。2007年に発売されたKindleも10年が経ち、今すっかり我々の生活に定着した。今後の変化をつぶさに把握し、高校生のサポートをしてほしい、と要望

村山学校教育部主幹

学校の図書室については、新しく建設する谷津小学校は、一階の昇降口の前に図書室を配置している。そのような中で、子どもたちが入りやすい環境を考えて整備し、今後も充実させていく。また、谷津小学校については、図書室等とパソコン室を一体に考えながら整備しているところである、と回答

藤原生涯学習部主幹

確かに、電子書籍を含めて近年のICT進展の状況等は、子どもの生活環境に大きな影響が出ており、変わってきている。本計画は7年間であるため、今後7年間を見据えて行くと、さらに色々な進展があると思う。社会教育委員の方々からも、ICTの進展に伴う環境整備や取り組みについては、7年間を見据える中で取り組むべきという話もあった。スマートフォンで本が読める時代であるため、国においても、実際に電子書籍が子どもたちにどのような影響を与えるか、子どもたちの読書活動に対してどのような効果があるかが研究課題であるため、電子書籍については効果も含めて今後の進展を見据えながら、どのように対応していくか検討していこうと考えている、と回答

赤澤委員

「7 計画の指標」の「②普段(月～金曜日)の、一日当たりの読書時間【30分以上】」であるが、例えば、全く本を読まない子どもと一日5時間くらい本を読む子どもを平均しても数十分になるし、おおむね全員が30分、40分読んでいても平均値は同じくらいになる時に、どのような傾向かによって、やるべき対策は変わってくると思うが、その辺りはどのように考え、どのように計画に反映されているか聞きたい。例えば、全く図書館に行かない子どもを行かせるようにするという事なのか、よく図書館に来ている子どもに、さらに使ってもらえるようにするのは対応が違ってくると思う、と質問

藤原生涯学習部主幹

この資料にある数値は、委員の発言にあったような計算方法ではなく、子ども一人ひとりに「一日当たり30分くらい読書するか、しないか」と質問したものである。全く読まない子どもとたくさん読む子どもの回答の平均を出したというわけではなく、一日当たり30分くらい読む子どもが100人中43人いると理解して欲しい。子どもたちについては読む、読まないと両面があるが、まずは読書に触れない子ども、図書館であれば利用しない子どもたちに、いかに図書館を利用してもらい、本に触れてもらえるのかについてどう取り組むかを、重点的に考えて行くところである。既に読書をしている子どもをどう伸ばしていくかも大切なことであるが、本に触れない・興味を持たない子どもたちに、いかに興味を持ってもらうかということを重点に、この計画の策定にあたっている、と回答

古本委員

先ほど貞廣委員からもあったが、図書館の利用回数が小学6年生は29.0%、中学3年生は12.2%に対して、学校図書館が毎日開いていないと回答していたが、現状はどうなっているのか、と質問

荒井指導課長

基本的に昼休みは学校図書館を開けている。ただ、100%かと言われると、蔵書点検等によって使えないこともある。そのため、「毎日」という表現をしていない、と回答

古本委員

メンテナンスの時以外は、基本的に学校図書館は開いているということで良いか、と質問

荒井指導課長

昼休みに関しては、基本的に学校図書館が開いている状態である、と回答

古本委員

利用率を上げるためにも、なるべく開いている時間を多くし、司書がいなければ図書委員をおくなど、なるべく開ける回数を増やす必要があると思う。それに合わせて、読書に関して言えば、学校の先生がどのくらい本を読んでいるか、また、保護者が子どもが小さい時に読み聞かせを行うことも大事だと思う。現実的には、保護者が本を読んでいる家庭の子どもは、あくまで想像であるが、本を読んでいるのではないかと思う。我々は大人であるため、どこまで出来るかわからないが、保護者も読書する機会づくり、もしくは推薦図書などを行ってほしい。私自身は、本は社会の窓だと思っているため、教育で困っていることや育児で困っていることを含めても、このような本があると紹介することで、保護者が読むこともできると思う。さらに、学校の先生たちも、忙しいことはわかるが、果たしてどのくらい本を読んでいるのか。読んでいれば良いが、先生方も家庭などがあって忙しいと思うが、子どもたちに読むように言うだけでなく、学校の先生方も読み、本が楽しいものであるということを身を持って示すことの方が大切ではないかと思う。もし、そのようなことがわかるデータがあれば教えていただきたいが、無いようであれば何かの機会に、先生たちや保護者に対して「どのくらい本を読んでいるか」というアンケート等を行い、何か対策を考えてほしい、と要望

荒井指導課長

基本的に、教員にも本を読むことを推奨している。割合として答えることは難しいが、中学校現場で言うと、朝自習の間に読書タイムを設けている学校が多い。その他に、給食の配膳の時間に読書をするなど、隙間の時間でも子どもたちは読書をしている。ただ、これらは「自分の好きな本」であるため、学校図書館の活用率となると少し割合が下がるかと思う。学校図書館に行っている子どもたちは、行って色々な読む本を探すという子どもたちである。以上のことから、子どもたちは本を読んでいないわけではないので、これから学校とうまく連携して行きたいと、意見をいただいていた、と回答

古本委員

説明のとおり、図書館だけでなく、本屋等でも本に接する機会はあるため、図書館の利用率だけで「読んでいない」とは言えないが、機会を増やすという意味では、なるべく学校図書館を開くなど考えてほしい、と要望

藤原生涯学習部主幹

委員の言うとおり、子どもの読書活動の推進にあたっては、子ども本人たちへのアプローチのみならず、保護者などの子どもたちを取り巻く大人たちに対して、どのように読書が必要なのかという働きかけも大切であると考えている。その点についても事業に盛り込みながら推進していきたいと考えているので、引き続きよろしくお願ひしたい、と回答

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、報告事項(3)は了承された。

報告事項(4) 平成31(2019)年度から実施する市立こども園における3歳児の合同保育時間について (学校教育課)

齊藤学校教育部主幹

報告事項(4)は、「平成31(2019)年度から実施する市立こども園における3歳児の合同保育時間について」、報告するものである。

学校教育法施行規則、幼稚園教育要領及び幼保認定型こども園教育・保育要領において、一日の教育時間は4時間を標準とすると定められている。その中で、本市は市立こども園の短時間児の4・5歳児については、午前9時から午後2時までの5時間の合同保育を行っており、市立幼稚園の4・5歳児においても同様に、5時間を教育時間としている。

平成31年度より、市立こども園において新たに3歳短時間児の合同保育を行うにあたり、合同保育の時間について、こども園長会議等の中で検討した。その結果、3歳児の体力や発達状態等を踏まえ、午前9時から午後1時までの4時間を合同保育時間としたものである、と概要を説明

貞廣委員

4時間が標準のところ、5時間保育を行っているということで、より充実した対応がされていると思うが、二人兄弟以上を育てている保護者が3歳児と4歳児を預けている時、お迎えが午後1時と午後2時の2回行わなければならないということでよいか。1時間ずれているため、自分自身が同じ立場に立ったとしたら、「3歳児も5時間預かってほしい」、「5歳児を午後1時に連れて帰

りたい」、「1時間どこかで待たせてほしい」など考えると思う。この点についての考えと配慮について知りたい、と質問

齊藤学校教育部主幹

確かに、帰る時間が兄弟間で違うというケースが起きる。これについては、こども園での実施であるため、親子で利用することもセンターが常にかいており、そこで待ってもらったり預かり保育を利用したりという対応をしてもらうことになる。今回はじめて3歳児を4時間受け入れるため、まずは4時間から始めるが、実施していく中で検証をし、子どもの発達状況を見た結果、「5時間預かって大丈夫ではないか」ということになるかもしれないので、柔軟に考えていき、保護者の方にも子どもの様子やお預かりする時間を5時間にすることについて意見をもらいながら、慎重に検討していきたい、と回答

貞廣委員

3歳児初の試みであるため、ぜひ、そうした方向で検証を進めてほしい。例えば、預かり始めの2か月くらいは習志野の保育時間である4時間とし、この期間は保護者にお迎えを1時間待ってもらうが、3か月以降は4・5歳児と一緒に、午後2時にお迎えができる5時間保育が可能になるというような段階的な柔軟な制度設計もあるかと思うので、ぜひ、利便性と子どもの健やかな成長の両方に配慮して制度設計をしてほしいと思う、と要望

古本委員

合同保育と預かり保育の違いを教えてください、と質問

齊藤学校教育部主幹

合同保育は、いわゆる長時間児と短時間児を保育時間の中で一緒に保育するというもので、預かり保育は、幼稚園・こども園の短時間児の保育が終わった後に、延長して預かるものである、と回答

古本委員

3歳児については、預かり保育を行っていないのか、と質問

齊藤学校教育部主幹

3歳児についても、預かり保育を実施する、と回答

木村学校教育部主幹

補足であるが、合同保育は、午前9時から午後1時まで長時間児と短時間児が教育時間を共にすることを言う。短時間児を午後1時以降、つまり教育時間以外の延長保育として預かることを預かり保育という。午後1時以降については、長時間児と短時間児と一緒に午睡をし、おやつを食べ、午後4時、5時まで一緒に過ごす、と回答

古本委員

先ほどの貞廣委員の質問にもあったが、午後1時で終わっても午後2時まで預かることも可能ということか、と質問

木村学校教育部主幹

そうである。今後、検証しながら進めて行く、と回答

古本委員

運用の仕方でもういかなるということがわかった。柔軟に対応してほしい、と要望

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、報告事項(4)は了承された。

**議案第34号 平成30年度末及び平成31(2019)年度習志野市立高等学校教職員人事異
動方針の制定について** (学校教育課)

天田学校教育部次長

議案第34号「平成30年度末及び平成31(2019)年度習志野市立高等学校教職員人事異
動方針の制定について」、説明する。

平成30年度末及び平成31(2019)年度における習志野市立習志野高等学校教職員の人事
異動は、県立高等学校教員との人事交流を行っているため、県教育委員会の人事異動方針に
準じている。本市教育委員会としては、県教育委員会と連携し、人事異動を行っていきたくと考
えている。なお、昨年度との変更箇所は別紙「平成30年度末及び平成31年度習志野市立高等
学校教職員人事異動方針の変更点」のとおりであり、基本的に県教育委員会の異動方針に則
ったものとなっている。

ただし、「8 新規採用職員について」の(2)については、県の異動方針に則り、新たに加えた
項目である「第1 一般方針」の「2 『千葉県・千葉市教員等育成指標』を踏まえ、優れた人材を
確保し、本市教育の進展に資する人材の育成を意図した人事を推進する。」に、新規採用職員
を含めた優れた人材を確保する主旨を盛り込んだため削除する、と概要を説明

梓澤委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第34号は全員賛成で原案どおり可決され
た。

**議案第35号 習志野市立幼稚園等及び小・中学校通園・通学区域に関する規則の一部を改
正する規則の制定について** (学校教育課)

天田学校教育部次長

議案第35号「習志野市幼稚園等及び小・中学校通園・通学区域に関する規則の一部を改正
する規則の制定について」、提案する。本議案は、鷺沼台1丁目及び鷺沼台2丁目のうち、津田
沼小学校、大久保小学校、鷺沼小学校の通学区域の住居表示が確定したことなどに伴い、規
則を改正するものである。

資料4ページ目の赤い丸で囲んだ2つの地域は、鷺沼小学校の通学区域であったが、マンシ
ョン等の建設に伴い、鷺沼小学校の児童数の増加が見込まれたため、平成29年教育委員会第
7回定例会において議決をいただき、それぞれ津田沼小学校、大久保小学校に通学区域を変
更している。その際は、住居表示が付定されていなかったことから、地番表記による規則改正を
行ったが、このたび、住居表示が確定したため、改正するものである。図の左上、津田沼小学校

は、現行の「427番5」を「1番14号」に変更する。

次に、大久保小学校の表記について詳しく説明する。資料5ページ目の右上の図は、街区変更前の図、左下が変更後の図になる。緑色の敷地、19番の30号から37号は、住宅の既存地域であり、通学区域の変更を行っていないため、鷺沼小学校の通学区域である。この地域を除いたピンク色の敷地、「鷺沼台2丁目19番(30号～37号を除く)、20番～22番」が大久保小学校の通学区域となる。なお、緑色の地域の通学区域を大久保小学校か鷺沼小学校か選択できる弾力化地域にするかどうかについては、現在検討中である。

資料2ページに戻るが、これは新旧対照表となる。今、説明した変更について、記載のとおり改正するものである。

続いて資料3ページであるが、第五中学校は、先ほどの小学校の通学区域の変更に伴い、大久保小学校の通学区域に、「鷺沼台2丁目19番～22番」を追加するものである。また、第六中学校については、屋敷小学校の通学区域である本大久保4丁目6番、7番が、大久保東小学校の通学区域として記載されていたため、正しい表記に改めるものである。

なお、第六中学校の通学区域今回の改正による児童生徒・学校への影響はないことを申し添える、と概要を説明

梓澤委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第35号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第36号 習志野市教育職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の制定について (学校教育課)

天田学校教育部次長

議案第36号「習志野市教育職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、説明する。

これは、千葉県の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部が改正されたため、習志野市教育職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を県に合わせて改正するものである。なお、習志野市教育職員とは、主に習志野市立高等学校の職員を指す。

昭和54年教育委員会規則第2号、習志野市教育職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の第2条第2項第4号中「4, 250円」を「5, 100円」に改め、同項第5号中「4時間以上6時間未満」を「2時間以上4時間未満」に、「3, 000円」を「1, 800円」に、「6時間以上」を「4時間以上」に、「3, 400円」を「3, 600円」に改める。

この中の第2号は、修学旅行や林間学校などの宿泊を伴う行事に関係するものである。第3号は、対外運動競技、いわゆるインターハイなどの公的な大会に参加する際、遠方で宿泊を伴う場合に発生するものである。第4号は、通常の土曜日、日曜日に行われる部活動の際に発生する特殊勤務手当である。第1号に関しては、非常災害時等の緊急業務で勤務を要する場合に発生するものであるが、これに関しては変更がないため、資料には記載していない、と概要を説明

貞廣委員

習志野市だけのことではないが、宿泊を伴う遠征など、先生方はたいへん精神的にも負担が大きい中で、業務に比べて勤務手当が安いと感じる、と発言

天田学校教育部次長

貴重な意見をいただき、ありがたい、と発言

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第36号は全員賛成で原案どおり可決された。

陳情第1号 小中学校の普通教室すべてにエアコンの設置を求める陳情書 (教育総務課)

三角教育総務課長

8月の定例会において、継続審査とされた「小中学校の普通教室すべてにエアコンの設置を求める陳情書」について、8月以降の検討状況、並びに経過を説明する。

先ほどの市議会一般質問等の報告の際にも説明したが、市議会において、エアコン設置を求める陳情・請願が全員賛成で採択されたことに加え、市議会議員から提出された発議案においても、来年、2019年の6月末までにエアコンの設置を求める意見書が全員賛成で可決され、市長に提出されている。また、早期のエアコン設置を求める保護者や市民の署名、意見が多く寄せられるなど、小中学校へのエアコン設置については、改めて、早急な対応が求められていると捉えている。

この点について、経費を考慮せずに、エアコン設置を進めることはできないと考えているが、子どもたちの学習環境を整え、健康を守るために、早期の対応が求められていることを重く受け止め、課題の整理、検討を進めてきた。

今後も、調整は必要となるが、エアコンの早期設置に向けて、教育委員会事務局として、整備手法等について一定の方向性を見出すことができたところである、と概要を説明

赤澤委員

早期設置の方向性が見出されたとのことだが、具体的にはいつまでに設置する見込みなのか、と質問

三角教育総務課長

先ほども触れたが、市議会からも6月末までの設置を求める意見があったことから、6月末までに設置できるよう考えている、と回答

古本委員

前々回の教育委員会会議で話をした時に、教育委員会としては当然、委員全員賛成であったが、具体的な手法がはっきりとわからなかったため、継続審査となった。今回の説明の中に、具体的な整備手法等について説明がないが、どうなっているのか、と質問

三角教育総務課長

整備手法について現在説明していないが、この整備手法そのものが予算に直結するものであるため、本日、追加議案として提出した議案第40号を審議していただく際に、どのような整備手法を選んだかについて説明する。ただ、方向としては、先ほど赤澤委員も言ったように、早期の設置ができることを主眼として検討を進めてきた、と回答

貞廣委員

来年度の6月末の設置を目指すという説明であると思うが、この陳情を再度見ると、エアコンの設置は基より、設置までの間の緊急対応策を求めているかと思う。それについては、どのような計画や考えを持っているのか、と質問

三角教育総務課長

冷風機等による対応については、大量の機器調達が課題となるなど難しいと考えている。しかし、6月末までにエアコン設置を目指していくこと、これまでも行っているが、健康観察、こまめな水分補給など、熱中症予防に最大限留意することで対応していきたいと考えている、と回答

梓澤委員長

エアコンの設置は、委員全員がたいへん歓迎していることであり、教育委員会事務局として、整備手法等について一定の方向性を見出すことができたとのことであるので、冒頭に述べたことを踏まえ、来年の夏前にエアコンが設置できるよう、しっかりと進めてもらいたい、と要望

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、陳情第1号は全員賛成で採択となった。

協議第1号 次回教育委員会の期日について協議し、平成30年11月21日(水)午後1時30分に決定された。

<議案第33号、第37号ないし第40号については非公開。

ただし、議案第37号、第38号及び第40号については、平成30年11月22日をもって市長から議会へ提案されたため、会議録を公開とする。>

議案第33号 公文書公開請求に係る審査請求について

(教育総務課)

三角教育総務課長

公文書公開請求に係る審査請求について、概要を説明

採決の結果、議案第33号は原案どおり可決された。

議案第37号 習志野市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について

(学校教育課)

小野寺学校教育部主幹

議案第37号「習志野市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について」、説明する。本議案は、教育・保育施設の再編に係る習志野市立大久保こども園及び新習志野こども園の設置に伴い、習志野市立新栄幼稚園、秋津幼稚園及び香澄幼稚園を条例から除く改正を行うことについて、市長に申し入れをするものである。

大久保こども園は、現在の大久保保育所の敷地内に大久保保育所及び新栄幼稚園を再編し、設置するものであり、定員は220名、新習志野こども園は、現在の香澄幼稚園の敷地内に秋津幼稚園及び香澄幼稚園を再編し、設置するものであり、定員は90名とする施設である。

また、新習志野こども園については、これまで第七中学校区に整備することも園として説明していたが、地域の子どもたちを含む皆様と当該施設の保護者の皆様、児童の意見を受け、名称を新習志野こども園と決定したものである。

加えて、大久保こども園及び新習志野こども園を設置することについては、習志野市立こども園の設置及び管理に関する条例の一部改正により対応するもので、併せて既存の施設を含む、全ての市立こども園において、3歳児の教育機会を確保するため、新たに3歳児教育を実施することを定めることとしている。

また、この他に、秋津幼稚園の跡地活用についてであるが、これまでに、市の内部組織である「秋津幼稚園跡地検討委員会」を3回開催し、跡地利用に伴う課題整理として、あくまでも学校敷地に併設された施設であることから、利用に際して子どもたちの安全確保に十分考慮すべきこと、また、子どもたちの授業に支障があってはならないこと、教育施設であることを十分踏まえた検討を行うことなどを確認した。活用にあたっては、学校運営を十分考慮した上で、地域の声も踏まえながら、行政として取り組むべき課題を整理し、議論・検討を踏まえ、改めて教育委員会会議の中で報告し、審議していただければと考えている。

今回の大きな提案については、条例の一部改正であるが、関連することについて少し説明を添えた、と概要を説明

梓澤委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第37号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第38号 習志野市習志野文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例の制定について (社会教育課)

中村生涯学習部主幹

議案第38号は文化ホール使用料改定について、平成30年習志野市議会第4回定例会で条例改正を行うため、教育委員会から市長に申し入れをするものである。

文化ホールについては、現在、市から教育委員会が事務委任を受けて、運営をしている。この度、市の経営改革推進本部会議において、使用料の改定の方針が決定したことから、手続きを進めようとするものである。本日は見直しの経過も含め、説明する。

まず、文化ホールの使用料は、一般的に使用料と言っているが、施設そのものであるホール使用料のほか、ギャラリーや楽屋、音響・照明などの付帯設備使用料もある。通常は、ホールの使用申請をする際にホール使用料のみを納めていただき、使用後に付帯設備使用料について精算するという形になっている。今回の見直しの対象は、ホール使用料である。

習志野市では、施設の使用料について、適正な受益者負担の確保の観点から、3年に一度、定期的な見直しをすることが決まっているが、文化ホールについては、大規模改修工事等の理由から、これまでの間、使用料の見直しを行うことが出来ずにいた。今年度に入り、平成30年4月に開催された第1回習志野市経営改革推進本部会議において、文化ホール使用料は、現行使用料は据え置きとするが、入場料を徴収する興行等の使用については、「近隣市との均衡

性」、「使用料のスライド制の導入」を踏まえて検討することになった。

これを受け、教育委員会事務局としては、市内団体の利用促進を図ることを考え、使用料負担の軽減を提案し、8月に開かれた第2回経営改革推進本部会議において調整を図った。その結果、文化ホール使用料については3つの方針が決まった。1点目は、現行使用料は据え置きにすること、2点目は、現在行っている市内団体の割引を2割から3割にすること、3点目は、入場料の徴収の有無に関わらず、今まで一律だった使用料について、新たに入場料を徴収する場合に、徴収する最高額に応じて3,000円以下を1.25倍、3,000円を超えるものを1.5倍の割り増しとしたことである。以上が、経過報告となる。今回、この決定を受けて、条例改正に向けた手続きを行うものである。

資料の新旧対照表の別表にあるように、横軸の右に使用時間帯を、縦軸に使用する曜日を週末と月曜日から木曜日までの平日に分けて、料金を定めている。左側の「現行」と右側の「改正後案」を見るとわかるように、変更はない。今回変更するところは、備考欄の二重下線の部分である。

それでは、具体的にその金額がどのように改正されるのかについて、説明する。資料4ページ目左下の「一般料金」と記載されている表が、今ほど説明した条例に載っている使用料の料金である。市内団体は、この使用料の2割引となっているので、上段の金額となる。今回は、これを右側に記載のとおり、改正しようとするものである。改正案は表のとおり、「一般料金」に、3,000円以下と3,000円を超えるものについて、平日と週末にそれぞれ分けたもの、「市内団体料金」の割引は3割という内容の変更になる。

施行日は、平成32年(2020)年4月の使用分からとなる。文化ホールについては、使用の申請受け付けが1年前からであるため、2020年に向けて今回改正するものである、と概要を説明

梓澤委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第38号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第39号 習志野市スポーツ推進審議会委員の委嘱について (生涯スポーツ課)

柴野生涯スポーツ課長

習志野市スポーツ推進審議会委員の委嘱について、概要を説明

採決の結果、議案第39号は原案どおり可決された。

議案第40号 平成30年度教育費予算案(12月補正<追加分>)について (教育総務課)

三角教育総務課長

議案第40号については、「平成30年度教育費予算案(12月補正<追加分>)について」、である。まず、この議案に入る前に、整備手法について、どのような検討をしてきたかを先に説明する。

導入に係る経緯については、承知していただいているかと思うが、整備時期について、2019

年6月末までの設置を目指し、導入手法等の検討を進めてきた。この中で、従前から話しているとおり、リース方式、PFI方式、直接施工方式の3方式について、比較・検討を行ってきた。

まず、スケジュールについては、2019年6月末までの期限内の設置が可能なのか、不可能なのかという点での評価を行った。そのため、一般的な整備期限を定めない評価とは異なった比較・検討を行っている。この中で、期限内設置が可能である方式がリース方式のみであったことから、リース方式を選択し、本日予算案として計上した。

実際、リース方式については、国の補助金が活用できない等の市の負担が増える部分はある。この点については、リース方式は初めに大きな金額をまとめて支払うという初期投資を行わなくて良いため、各年度に平準化され、支出の平準化が図れるという利点がある。

リスク管理については、所有権がリース会社にあるため、大きな災害等がない限り、基本的にはリース会社にて対応を行う。

地元事業者の活用については、市で行う公共工事の中では、地元事業者の活用が一つの依頼事項として入ってくるが、どの方式においても対応できるものと考えている。

また、維持管理においては、リース方式は、不具合等の際にリース会社にて対応を行うといったメンテナンス付きリースを想定しているため、早急な対応が可能であると考えている。

業務の容易性としては、職員の行うものであるため、この多寡については実際の評価とは少し離れた部分になるが、比較の中ではすべてを一括して行うことができるリース方式での容易性を評価している。

このような検討の中で、リース方式を整備手法として採用し、12月補正での予算を計上している。

それでは、予算案についての説明をする。今回、提案する議案は、平成30年度12月補正予算として本教育委員会会議にて議決後、市長に申し入れを行うものである。

(1)債務負担行為についてであるが、1番「市立幼稚園及び小中学校空調設備賃借料」は、債務負担行為設定期間として、平成30(2018)年度から2032年度までの15年間、限度額は、賃借料22億3千350万円に消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内で、これは、2019年6月末までの設置を目指して市立幼稚園・小学校・中学校の全ての学級にエアコンをリース方式により設置するための予算を計上するものである。

リース方式については、契約期間が長期間に渡ることから、リース期間内の予算を担保するため、債務負担行為を設定するものである。

財源については、先ほど述べたとおり、国庫補助金が見込めないため、全額一般財源となる。以上が、12月補正<追加分>として市長に申入れるものである、と概要を説明

古本委員

具体的な形が見えて来て嬉しく思う。リース方式の場合、入札はどうなるのか、と質問

三角教育総務課長

確定はしていないが、過去に一般競争入札で行ってきたものもあるので、一般競争入札になると考えている、と回答

古本委員

見積もりはどのように出したのか、と質問

三角教育総務課長

事業者に見積もりを依頼し、その内容を事務局で再度確認したものである、と回答

古本委員

リース期間が13年ということだが、13年を過ぎた後の再リース等はどのようになっているのか、と質問

三角教育総務課長

現時点では、13年が終わった後に1年ないし2年程度、再リースを行い、その後に更新が出来ればと考えている、と回答

古本委員

おそらく、来年の6月に間に合うようにするためには、この方法しかないということだと思つたため致し方ないが、再リースになると、また一から全て行う必要がある。14年後に、「お金をどこから持ってくるのか」とならないようにしなければならないように、考えてほしい、と要望

三角教育総務課長

その点についても、13年間のリースというのは、エアコンの償却期間が13年であるというところから設定している。直接施工方式を取り、市の所有とした場合には維持管理費がかかり、15年もしくはその先20年の機器の更新は、再度出てくるものと考えている。そのような点も含め、更新をいずれしなければならない中では、機器の更新時に新しい機器が入ってくることが想定されるリース方式を選んだ、と回答

梓澤委員長

ここで、所用により退室した貞廣委員より質問を預かっているため、お話しさせていただく。「総額費用の観点からも、リース方式は市の負担が少ない方式であるのか」という質問であるが、いかがか、と質問

三角教育総務課長

総額として見た場合には、リース方式が決して一番安いということにはならない。現時点では国庫補助金が想定できないため、そのような点を含めても、総事業費としては、リース方式が一番安価であるとは言えないと考えている、と回答

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第40号は全員賛成で原案どおり可決された。

梓澤委員長が

平成30年習志野市教育委員会第10回定例会の閉会を宣言